

6月26日（金）
（第3日）

令和2年第2回高森町議会定例会（第3号）

令和2年6月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第 1 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第 2 特別委員長報告について
日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- | | | | |
|-----------|---------|----------------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 後藤 健一 君 | 会 計 課 長 | 田上 浩尚 君 |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 岩下 徹 君 |
| 建設課長 | 荒牧 久 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後藤 一寛 君 |
| 税 務 課 長 | 古澤 要介 君 | 政策推進課兼TPC事務局長 | 今吉 輝子 さん |
| 教育委員会事務局長 | 馬原 恵介 君 | 総務課財政係長 | 木村 允哉 君 |
| 総務課総務係長 | 芹口 孝直 君 | 建設課審議員 | 高崎 康誌 君 |
| 税務課審議員 | 渡邊 成治 君 | 健康推進課兼政策推進課審議員 | 佐藤 武文 君 |
| 教育委員会審議員 | 古庄 泰則 君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名（2名）

- 議会事務局長 村嶋 立章 君 議会事務局主査 衛藤 千佳 さん

開会 10時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)おはようございます。会議の前に税務課長より発言の申し出がっておりますので、発言を許します。税務課長 古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君)おはようございます。6月22日の本会議で承認いただきました承認第6号、専決処分の承認を求めることについてで御報告いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正の説明の際、5割軽減の被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に改正と申し上げるべきところ、18万円から18万5,000円に改正と申し上げておりました。お詫びを申し上げ、訂正いたします。誠に申しわけございませんでした。

○議長(後藤三治君)定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って、議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長(後藤三治君)日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。



報告第1号 明許繰越に係る繰越計算書の報告について

議案第35号 高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例について

議案第40号 高森町介護保険条例の一部改正について

議案第41号 高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正について

議案第43号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第44号 令和2年度高森町一般会計補正予算について

議案第45号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第46号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第47号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について

議案第48号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第49号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

議案第50号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)報告第1号明許繰越に係る繰越計算書の報告について、議案第35号

高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を

廃止する条例について、議案第40号高森町介護保険条例の一部改正について、議案

第41号高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正について、議

案第43号高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第44号令

和2年度高森町一般会計補正予算について、議案第45号令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第46号令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第47号令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第48号令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第49号令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、議案第50号高森町介護保険条例の一部改正については各常任委員会に付託してありましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

総務文教常任委員長 芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長(芹口誓彰君)おはようございます。6番芹口です。

総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、6月24日に委員会を開催いたしました。議案審議の経過並びに結果を御報告いたします。本委員会に付託された案件は、専決処分の報告1件、条例2件、補正予算1件及び所管事務の閉会中の継続調査でありまして、付託されたこれらの案件の審議内容について、主なものを要約して結果を報告いたします。

まず、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを審議しました。南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発実施設計委託料につきましては、昨年度まで出来高69.9%で、今年8月までには実施設計を終える見込みとしていたが、新型コロナウイルスの影響で遅れが生じているものの、9月までには実施設計を終え、事業費を確定したいと説

明がありました。また、南阿蘇鉄道新駅設置基本設計業務委託料につきましては、やはり新型コロナウイルスの影響で若干の遅れはあるものの、当初の工期である11月13日には完了する見込みであると説明がありました。

また教育費関係につきましては、国の補助金確定が3月となり繰り越したものであるが、事業の実施については万全を期したい旨の説明があり、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、全委員異議なく承認することとしました。

次に議案第35号、高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例について審議しました。駐在嘱託員はこれまで特別公務員として位置づけられていましたが、今回会計年度任用職員となることから本条例を廃止するものであると説明があり、業務につきましては委託となり要綱を策定し、それぞれ業務委託を締結することとなる、また今回の改正により役職の名称や担当区域の変更はなく、委託料の額もこれまでの報酬額と同額である旨の説明がありました。審議した結果、本廃止条例につきましては、全員異議なく可決いたしました。

次に議案第43号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について審議しました。今回の改正は人事院勧告に伴う改正であり、4月1日からの適用となるものであり、4月からこれまで支払った住居手当の額については齟齬はない旨の説明があり、全員異議なく可決いたしました。

次に、議案第44号、令和2年度高森町一般会計補正予算について審議しました。企画費の地方創生に向けたがんばる地域の応援事業について、町内経済団体等で構成す

る新団体設立による検討会を開催するとあるが、団体の立ち上げはいつごろになるのか。団体を組織した場合の運営経費、今後のスケジュール等について質問があり、エンタメ業界と連携したまちづくり事業を展開するにあたっては、いかに町民との情報共有を進めていくかが課題である。運営資金と事業資金については、企業版ふるさと納税を財源に事業を進める計画であり、設立時期は遅くとも9月までには設立を行う予定であると説明がありました。スケジュールについては7月7日にキックオフし、調査分析を進め、12月の議会に中間報告を予定し、3月に調査分析結果を公表する予定としていると答弁がありました。

新型コロナウイルスの影響で、外国人が熊本国際マンガキャンプに来られない場合予算に変更が生じるかとの問いに、県の補助金の申請の段階から感染症予防に配慮した計画としている。外国人の来訪がない場合も想定し、全世界のクリエイターをオンラインでつなぎ、町の情報通信網の優位性をPRする機会としたい。現段階では開催する方向で進めていきたいと答弁がありました。

新型コロナウイルスの影響で各種イベントが中止されているが、今後の集客対策やにぎわいづくりへの対応についての質問に、現段階では不特定多数が集まるイベントの実施は難しく、町としてはイベント日に来町者が集中するのではなく、恒常的に観光客が来町されるような各種のキャンペーン等実施していきたいと答弁がありました。

消防費について、ハンディ型のサーマルカメラ5台購入の予算が計上されているが、どこに設置されるのか。また仮に発熱した人が避難所に来てこのシステムに感知された場合の対応についての質問に対し、ハンディ型のサーマルカメラの設置は指定避難所5カ所に設置す

る予定である。仮に発熱者が避難所に避難した場合は、部屋を分けるなどの対応をとりたいと答弁がありました。

次に、教育費でICT教育の活用も大事であるが、ICT事業とあわせて対面での交渉力やコミュニケーション能力について、生徒児童が力をつけられる教育の推進についてどうかとの質問に、教育現場も既にそのことに取り組んでいる。ICTも先進的になっているが、高森町の教育は自分で考え、共同で学ぶということを大切にしているので安心していただきたいと答弁がありました。

以上、令和2年度高森町一般会計補正予算について審議した結果、全員異議なく可決することに決しました。

総務文教常任委員会に付託されました案件につきましては、以上の審議の経過の概略を申し述べましたが、付託されました案件につきましては、全て全員異議なく可決することにしました。所管事務の閉会中の継続調査につきましては、本日配付したとおり決定しております。

4月に出されました緊急事態宣言から約2カ月、5月14日に熊本県においては緊急事態宣言が解除をされましたが、新型コロナウイルスがなくなったわけではなく、第2波、第3波も予想されております。新型コロナウイルスとの戦いは長丁場を覚悟する必要がありますし、加えまして、今年は梅雨の時期となりました。今回の補正予算でも、避難所に体表面モニタリングシステムや管理型サーマルカメラの設置予算が計上されておりますし、コロナウイルス対策防止での避難所訓練も予定されているようであります。このような事態の下、議会とし

ましても、町民皆さんの生命や健康や暮らしを守るため、執行部と一体となってしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

最後に議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長(後藤三治君)産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長(佐伯金也君)おはようございます。産業厚生常任委員会を代表して、10番佐伯産業厚生常任委員長が報告をしたいと思います。

令和2年第2回6月定例議会で産業厚生常任委員会に付託されました報告第1号繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、議案第40号高森町介護保険条例の一部改正について、41号高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正について、44号令和2年度高森町一般会計補正予算について、45号令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、46号令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、47号令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について、48号令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、50号高森町介護保険条例の一部改正について、以上報告1件、議案8件を6月24日に午前10時から各関係課、住民福祉課、農林政策課、建設課、健康推進課の順で、係長以上の幹部職員と産業厚生常任委員全員参加のもとで開催をいたしました。

まず、結果から申し上げます。今回付託された議案のほとんどは、新型コロナ関係によるものや上位法の改正によるものであります。付託された案件については、全て全員異議なく

可とすることに決しました。

また審議の内容等については、今回委員会の審議の方法でございますけれども、非常に付託された案件が多いことから、課毎にQ & A方式でそれぞれ委員さんの中から各課長、係長に質問をし、それに答弁をいただくという形で開催をさせていただきました。そういうわけで、各委員さんから積極的に各課の業務や予算について質問や意見を出していただきました。住民の福祉や町財政の今後について、よい議論ができたものだというふうに報告をさせていただきます。

それから、本来高森町の予算規模は私どもが考えますと40億程度ではないかと思うんですが、草村町長になり国・県の支出金や特例交付金等を非常に多く活用されまして、今回は特にコロナ問題があり、予算総額が59億になっております。しかしながら、こういうふうな国・県の事業を利用しないで町が単独でいろんな事業をやっていこうとすると、やはり資金的な面で非常に厳しい問題が出てきます。そういうわけで、町長の頑張りには私ども感謝するわけでございますが、その中においてやはり頑張ってくださいからといって、我々が予算の執行に対して、予算の要求に対して、水道の水のようにじゃらじゃらと要求するわけにはいかないということで、費用対効果も考えながら慎重に審議をさせていただいております。

そういうわけで、この定例議会中、議員からの質問等もありました。特に津留議員の質問の中で高森町管内道路再編計画についてということで質問がございましたが、これについても現在建設課のほうで進行中でございますが、ただ、通行量の調査等については、先ほどから申し上げましたとおり、コロナの関係であったり、調査費の問題等でいろいろと苦労さ

れておるということで、より正確な町道再編をするために、今から先委員会、建設課と協議をしながら、費用対効果も踏まえて、結論を早期に出せるように頑張っていきたいと、そういうふうな建設課、委員会の双方の意見のすり合わせでございました。

それ以外にも健康推進課関係では、集落支援員の予算が計上されておりましたが、集落支援員についてどのような形でどういうふうなことを期待して、どういうふうな位置づけとそういうふうな質問が出されてそれぞれ答えていただきましたけれども、この件についてもやはり町長が国に対して頑張っていて、こういうふうに枠を取っていただいておりますので、慎重により効果の出るような採用の方法をやっていただきたいという御意見が出されております。

水資源のほうでございますが、水道の特別会計等でありますとおり、現在簡易水道の上色見地区、水の問題が出ております。現在前原地区にボーリングをし、今保健所のほうで飲料水としての調査中でございますが、水源掘削に係る工事費の問題を提示いたしました。通常民間工事でありますと、安く済むものが公共工事ではどうしてこんなに高くなるのかという疑問がございます。今後工事費の単価設定については十分民間とのバランスを考えた中で、自治体ではありますから、ちゃんとした設計単価のもとでされたいと思いますけれども、安く上がるような方法を今後とも検討していただきたいという御意見をいただきました。

それに住民福祉課のマイナンバーカード普及について。マイナンバーを発行すれば、今度は5,000ポイントを付加されると、5000円賦課されるということでございますけれども、それ以外に高森町独自の何らかの方策も考えられるのではないかと。それを売りにして、マイナンバ

ーカードの普及を高森町でも100%を目指してやっていただきたいと。これについての予算は若干なりと苦勞するだろうけれども、町独自のいろんな企画をこのマイナンバーカード普及に付けていただきたいという御意見でございました。また健康推進課の住民健診でございますが、受診率アップについて昨年も意見を出しましたが、昨年度の受診率は課長の報告によりますと、若干なりと上がっております。しかしながら、まだまだ私どもの委員会の満足するパーセントではございません。より以上の受診率アップをしていただく、そして受診率アップするために私たちが力を貸していくということを確認させていただきました。

最後に農林政策課がやっております有害鳥獣対策でございますけれども、有害鳥獣対策については、イノシシ、鹿、サルそれぞれに駆除された方に対して補助金を差し上げております。しかしながら、イノシシについてはまだまだ結構被害が出ております。このイノシシの補助金についての単価の設定について、町分について今後十分検討して行って、小さい幼少期のイノシシ、まだ背中に筋の入っておる俗に言うウリボウでございますが、ウリボウを一網打尽にすることでやはりイノシシの親を減らすということも考えていくことが必要ではないかということで、補助金額についての検討をお願いいたしました。それから有害鳥獣、イノシシ、鹿、サルだけではなくして今現在町内にも出ておりますが、タヌキ、アナグマ、ハクビシン。それぞれ小さい小動物でございますが、町内の皆様方の楽しい家庭菜園等に対しても迷惑をかけております。それについても、今後何らかの有害鳥獣対策の中で検討をしていただくように。これは生活環境課も絡んでまいりますけれども、町役場の一つの課題として取り上げていただければ幸いかなと思います。

何はともあれ、先ほども申し上げましたとおり、今回の補正予算で高森町一般会計予算は59億でございます。特例給付金が6億数千万ほどございました。それ以外に町長がいろんな事業で引っ張ってくるのが国の支出金が10億、県の支出金が4億、20億です。ですから本来ですと、町の純粹に何もなければ、コロナ問題もなければ、地震問題もなければ39億であります。その中で町の住民の生活を守っていくということがいかに大変であるか。やはりそれだけの営業努力と申しますか、行政努力をされておられる町長に対しては敬意を称しますし、今後とも町住民のために予算獲得に向かって頑張ってくださいと思います。

私たち委員会もまた執行部のほうにもお願いしますけれども、持ってこられるからといって、その予算について安易に肉づけをされることなく、より効果が一石二鳥、三鳥の効果が上がるような予算立ての方法をお願いしたいと思います。

産業厚生常任委員会では付託された案件については全て可といたしましたけれども、それぞれ生かす方法としての議論がなされておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから閉会中の継続調査については、お手元に配っております文書のとおりでございます。1番から5番まで、閉会中審査をいたします。産業厚生常任委員会では、ひと月に1回の委員会開催を目的といたしておりますので、どうぞ皆様方の御協力よろしく願いいたします。

以上で産業厚生常任委員会の付託された案件についての審議の結果並びに内容についての報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(後藤三治君)各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。

お諮りします。各委員長の報告のとおり、決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から議案第50号までについては、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長(後藤三治君)日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。

水資源対策特別委員長 牛嶋津世志君。

○水資源対策特別委員長(牛嶋津世志君)おはようございます。水資源対策特別委員長の

牛嶋でございます。去る23日に開催いたしました水資源対策特別委員会の報告をいたします。今回水資源対策特別委員会は、担当の方から簡易水道補償対象の対象件数及び年間水道使用料の現状について説明を受けました。この件に関しましては、いろいろ

今まで長い間引き続いておりますが、今後も引き続き協議をしていかなければならない案件かと思っておりますので、執行部、議会と協力し合いながら解決に向かってやっていくということで確認をいたしております。

以上、水資源対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長(牛嶋津世志君)議会広報特別委員長の牛嶋でございます。報告をさせていただきます。去る6月25日に開催されました議会広報委員会の報告をいたします。今回は議会広報絆第78号の発行について、内容やスケジュール等について協議をいたしました。

内容につきましては、人事案件、専決承認、令和2年度各会計補正予算、定例会初日の質疑、一般質問、町民の声等を中心に取り上げ、町民の皆様に分かりやすくお知らせする予定でございます。また表紙等いろいろ毎回協議をしておりますが、なかなか思うようにいきませんところがございますが、ふさわしい作品、写真等を選んで掲載したいと思っております。

今回の議会広報は8月4日発送の予定としておりますので、議員各位及び執行部の皆様の御理解御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)地方再生特別委員長 本田生一君。

○地方再生特別委員長(本田生一君)おはようございます。今回の定例会で設置されました

地方再生特別委員会の委員長に選出されました、8番本田でございます。昨日開催されました地方再生特別委員会の報告をさせていただきます。

はじめに、この委員会の規定についてたたき台をもとに協議をいたしました。その中でこの委員会の設置目的は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな損害を受けた企業や生活困窮者に対しての必要な支援についての協議をする必要であることを、各委員と確認をしたところでございます。

また事務局のほうから報告がございまして、新型コロナ対策地方創生臨時交付金がこのたびの高森町の交付額が2億3,300万円と聞きまして、議員の皆さん方驚いていたところでございます。これは、町長さんをはじめ執行部の方々の頑張りによって、このような高額な配分を受けられたのではないかと考えている次第であります。

今後におきましては、この交付金が町のために有効に使っていただくためにも、議会、執行部とともに心を一つにしてこの問題を乗り越えていきたいと思っております。よろしく願いを申し上げます。

以上、地方再生特別委員会の報告を申し上げます。

○議長(後藤三治君)10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)ありがとうございます。10番佐伯でございます。先ほど産業厚生常任委員会の委員長の報告をいたしました。その際に付託された議案の48号から50号まで飛んで申し上げております。その間に議案第49号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、これについても産業厚生常任委員会に付託をされております。

この議案につきましても先ほど申し上げました議案同様に委員会を開催いたしまして、それぞれの委員さんのほうから御意見等いただきながら、他の議案同様全員異議なく可としたものでございます。

そういうわけで、産業厚生常任委員会の付託された案件は、報告第1号、議案第40号、41号、44号、45号、46号、47号、48号、49号、50号でございます。訂正をさせて追加させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長(後藤三治君)以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長(後藤三治君)日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査とする申し出がっております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長(後藤三治君)以上で本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。本定例会は6月22日に開会し、本日26日まで5日間、32の議案等を審議し、皆様の御協力により全てを可決することが出来ました。

また、今回の議案等のほとんどが本年1月に発生した新型コロナウイルスの対応予算であり、予算の執行や各種給付金の受付事務等に休日を返上され、どこよりも早くの精神で事務に当たられた職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

国内では、6月19日に全ての自粛が解除され、以前の暮らしに戻りつつありますが、連日多くの感染報道から、第2波、第3波の発生も懸念されるところであります。本町においても町民の皆様の御協力をいただきながら、1人の感染者も出さないよう努めてまいりたいと思っております。

最後に本定例会で新型コロナウイルス感染拡大により、大きな損害を受けた企業や生活困窮者に対しての必要な支援を協議するため、地方再生特別委員会を設置し、地域住民の理解と協力を求め、協議の結果を必要に応じ町長に提言することといたします。

これから暑い日が続きますが、体調管理に十分お勤めいただき、お過ごしいただきますようお願いし、挨拶いたします。

会議を閉じます。令和2年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員